

課税標準の特例が適用される資産 【わがまち特例(地方決定型地方税特例措置)】

下表に掲げるような資産を新たに取得された場合、以下のような申告により軽減措置が適用されます。

- ① 「償却資産申告書」・・・10 課税標準額の特例欄を「有」とする。
- ② 「種類別明細書」・・・具体的に資産を記載し、右欄の特例欄等にて特例資産とわかるよう記載する。
- ③ 次表備考に記載されている必要書類を添付する。

特例対象資産	関係法令 地方税法附則第 15 条	取得時期	特例期間 特例率	備考 (申告時に必要な添付書類等)
汚水または廃液の処理施設 沈殿又は浮遊装置、油水分離装置等	第 2 項第 1 号	H28.4.1 から H30.3.31 まで	1/3	それぞれの規定に応じた設置届出書や事業許可証、証明書等の写し(該当設備であることがわかるもの) ※新設、増設のみ該当(更新は除く)
「大気汚染防止法」の指定物質排出抑制施設 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	第 2 項第 2 号	H28.4.1 から H30.3.31 まで	1/2	
「土壌汚染対策法」の特定有害物質排出抑制施設 フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	第 2 項第 3 号	H28.4.1 から H30.3.31 まで	1/2	
下水道除外施設 沈殿または浮上装置、汚泥処理装置、中和装置等	第 2 項第 7 号	H28.4.1 から H30.3.31 まで	3/4	
浸水防止用設備 止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止器等	第 37 項	H29.4.1 から H32.3.31 まで	2/3	
再生可能エネルギー発電設備 (1) 太陽光発電設備 経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得されたもの	[従前] 旧第 33 項	H24.5.29 から H28.3.31 まで	取得年の翌年から 3年度分 2/3	①経済産業省が発行した『再生可能エネルギー発電設備の認定通知書』の写し((一社)太陽光発電協会の発行でも可) ②電気事業者と締結している『特定契約書』の写し
(1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型のもの (2) 風力発電設備 (3) 水力発電設備 (4) 地熱発電設備 (5) バイオマス発電設備	[改正後] 第 32 項第 1、2 号	H28.4.1 から H30.3.31 まで	取得年の翌年から 3年度分 (1)(2)は 2/3 (3)~(5)は 1/2	①(一社)環境共創イニシアチブ(SII)が発行した『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』の写し ②太陽光発電設備の取得日が特例対象の取得期間内であることを確認できる書類 ※上記①②は(1)太陽光発電のみ ※(2)~(5)は従前と同様

【太陽光発電設備について】

従来、固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー設備(経産省大臣の認定を受けたもの)が特例の対象となっていました。しかし、平成 28 年 4 月 1 日取得分から、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)が特例の対象となります。なお、いずれも 10kW 以上の出力が対象となります。屋根と一体の建材型の場合は申告不要です(家屋として評価するため)。

中小企業等経営強化法における経営力向上計画に記載された経営力向上設備	第 43 項	取得時期	特例期間 特例率	備考
		H28.7.1 から H31.3.31 まで (機械・装置)	取得年の翌年から 3年度分	①中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項に規定する経営力向上計画の認定申請書及び認定書の写し ②工業会等が発行した中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書の写し
		H29.4.1 から H31.3.31 まで	1/2	
	1台・式あたりの取得価額	販売開始からの年数		③リース契約書及び公益社団法人リース事業協会が規定する軽減計算書の写し(上記①②も必要) ※③はリース会社が申告する場合のみ
機械、装置	160 万円以上	10 年以内		
測定・検査工具	30 万円以上	5 年以内		
器具、備品	30 万円以上	6 年以内		
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内		

上記のほか、特例の対象となる要件などの詳細については、中小企業庁のホームページ(経営サポート「経営強化法による支援」)をご参照ください。